

【民間活力創生事業補助制度】 6次産業化支援補助事業

市内で農林水産業を営む方が、美濃で生産した農林畜産物等を加工し、流通、販売するまでを一体的に行う、新たな事業を行う際に係る経費の一部を補助します。



補助事業者	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市内に住所を有する第1次産業を営む個人で、前年の第1産業に係る収入が50万円以上である者。 (2) めぐみの農業協同組合・中濃森林組合・長良川中央漁業組合 (3) 市内に住所を有する農地適格法人又は農事組合法人 (4) 市内に事業所を有する法人・団体で、主たる業務が農業・林業・漁業であり、(1)で該当する者を3名以上(雇用保険被保険者)雇用しているもの。 (5) 市内に住所を有する認定農業者・新規認定就農者
補助対象事業	第1次産業(農林水産業)に従事する補助事業者が、地域の農林水産物を利用した加工・流通・販売について新たに取り組むため、生産物の生産・加工・販売までを一体的に行う事業。
補助対象経費	地域の農林水産物を利用した加工・流通・販売に係る経費のうち、以下の経費。 (1) 加工施設等建設費 (2) 機械・設備等購入費 (3) 販路開拓費 など
補助額	補助対象経費の3/4以内 上限額500万円 ※算出した額に1,000円未満に端数が生じたときは、これを切り捨てる。
補助要件	<ul style="list-style-type: none">外部へ委託する場合は、総事業費のうち委託に係る経費の割合が1/2以内であること。市税を完納していること5年以上事業を継続する意思があること国、県又はその他の多団体等の補助金又は交付金の交付対象でないこと過去に同要綱に定める補助金を受けていないこと。政治や宗教を目的とするものでないこと

補助金交付までの流れ

① 事前相談

② 補助金交付申請

	提出書類	チェック
①	補助金交付申請書（様式第1号）	
②	事業計画書・収支予算書	
③	建設費・設備費・販路拡大費など事業に係る経費の見積もり等	
④	③に係る契約があれば契約書の写し	
⑤	建設費等であれば建設前の写真	
⑥	市税完納証明書	
⑦	その他市長が必要と認める書類	

③ 審査・交付決定通知

④ 変更交付申請（必要であれば）→変更決定通知

⑤ 事業着手・完了・実績報告書

	提出書類	チェック
①	補助金実績報告書（様式第8号）	
②	事業内容と成果が確認できる書類（契約書写し等）・収支決算書	
③	領収書（写）など費用の支払いを証明する書類	
④	建設費等であれば建設後の写真	

⑥ 確定通知

⑦ 補助金請求

⑦ 補助金交付